

1 報告対象事故等及び報告様式

下記①～③に該当する事故が発生した場合、所定の「事故報告書」（魚沼市ホームページに掲載）により報告してください。

①死亡に至った事故

②医療機関（施設の勤務医、配置医を含む）への受診を要した事故

※ 施設・事業所職員及び第三者の負傷・死亡についても対象とすること。

③その他利用者に影響があると考えられる場合の事故（誤薬、与薬もれ、盗難、障害事件、行方不明、個人情報紛失、離設等）

※1 報告を要する目安：入所者の家族に説明を要するような事案である場合

※2 病気等により死亡した場合であっても、死因や事業所の対応等に疑義が生じる可能性があるときは、報告してください。

※3「事故」とは、施設等におけるサービスを提供する全過程において発生したものであり、事業者の過誤、過失の有無を問いません。

2 報告の方法

(1) 電話等による速報（重大事故等の場合のみ）

全ての事故について、電話報告が必要ということではありません。

死亡事故等の重大事故やトラブルに発展する可能性があるような事故の場合は、電話等により速やかに速報をお願いします。

(2) 報告書による第1報

事故発生後、遅くとも5日以内を目安に提出してください。基本的には、電子メールでの提出をお願いします。なお、対面による説明が必要と事業所が判断する場合は、持参をお願いします。

(3) 第1報以後の報告

事故の原因分析を行い、再発防止策等について、事業所内で共有した後、忘れずに最終報告をお願いします。